

(県条例)

別 紙

特定施設の種類（及び能力）ごとの数
特定施設使用の方法

(騒音等設置、使用届出用)

特定施設の種類	形 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

都市計画法に定める用途地域	
その他参考になる事項	

- 備 考
- 1 騒音に係る特定施設については特定施設の種類ごとの数についてのみ記載すること。
 - 2 特定施設の種類の欄には、公害防止条例別表1に掲げる号番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 添付書類
- 1 工場又は事業場の周囲200メートル以内の状況を示す図面
 - 2 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 3 特定施設の配置図